明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一八）　三

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令（一九）　四

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（二〇）　四

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一）　五

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二）　五

〔府　令〕

○質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　九

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令（同七）　三五

○投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（同八）　七

〔府令・デジタル庁令・省令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十二条第二項の規定による電子情報処理組織による預金保険機構の業務の特例に関する命令（内閣府・デジタル庁・財務一）　八

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　八

〔府令・省令〕

○金融サービス仲介業者保証金規則の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　八

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　九

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　九

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　九

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　九

〔デジタル庁令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁二）　一〇

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一）　一〇

〔省　令〕

○国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（国家公安委・国土交通一）　一〇

○租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務三）　一〇

○経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　一〇

○高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令（文部科学一）　一一

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二一）　一一

○労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二二）　一一

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四）　一一

○特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業二）　一一

○海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六）　一一

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七）　一一

〔規　則〕

○古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委二）　一一

〔告　示〕

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則第三条第二項第四号（同令第六条第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第一号ホの規定に基づく書類を指定する件（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　一一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。